

京都大学大学院文学研究科 21世紀 COE プログラム
「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」

帝国システムの政治・文化的比較研究

NEWSLETTER

No.15

(2006年度 第1号)

2006/9/15

朝晩めっきり涼しくなってきました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。

さて、遅ればせながら、今年度最初のニューズレターをお届けいたします。今回は、3月29日に開かれた第23回研究会、6月17日に開かれた第24回研究会の報告が中心です。

■ 活動報告

◇ 第23回 COE 研究会

日時：3月29日（水）午後1時から3時半まで

発表者：李昇燁氏（京都大学人文科学研究所）

発表題目：「全鮮弁護士大会

—植民地朝鮮における在野法曹界の司法制度改革運動—

会場：京都大学文学研究科新館第2講義室

2005年度最後の研究会となった第23回研究会は、人文科学研究所の李昇燁氏にご報告いただいた。李氏は、植民地朝鮮の統治構造を解明する一環として、植民地期朝鮮で内外地司法制度の一元化を目指して在野法曹界がおこなった司法制度改革運動を取り上げた。報告では、内外地司法制度の一元化については日本人、朝鮮人問わず社会一般の幅広い支持を得ていたが、一元化によって植民地支配の基礎をなす「法域」を崩壊させることを恐れた朝鮮総督府、拓務省の統治権力側が、朝鮮の弁護士の地位向上という小手先の改革によって植民地法制の根本的改革を回避したことが明らかにされた。会場からは、日本人と朝鮮人弁護士の間には全く対立はなかったのか、司法改革運動が1920年代に出てくる理由は何かなど、多くの質問が出され、活発に議論が行われた。

【報告要旨】

全鮮弁護士大会

—植民地朝鮮における在野法曹界の司法制度改革運動—

李 昇燁

全鮮弁護士大会は、植民地朝鮮における在野法曹界による植民地司法制度改革運動として、1927年から1932年にわたって開かれた。同大会で議論された内容を要約すれば、次のようである。

①内外地司法制度の一元化の問題が取り上げられた。行政権からの司法権独立、司法官・弁護士の地位向上、行政側の権力濫用に対する牽制など、植民地特殊法制による問題を「内地」司法制度の延長を通じて改革しようとした。②弁護士集団の利害関係に係わるものとして、弁護士の活動範囲拡大、司法制度に対する影響力の拡大を試みた。③基本権としての身体の自由、言論・集会の自由、裁判過程における被疑者や受刑者の人権擁護に関する事項。④朝鮮の特殊事情を反映した事項として、朝鮮人に対する優遇策、朝鮮民事令の改正などが議論された。

かかる弁護士集団の司法改革運動は、日本人・朝鮮人を問わず社会一般の幅広い支持を獲得していた。また、日本弁護士会や帝国弁護士会など「内地」の在野法曹界も、1931年の第4回大会以来代表を出席させるなどの関心を示し、1933年からは組織を挙げての積極的支援を行うようになった。一方、朝鮮総督府の行政権力からの司法権独立を志向する朝鮮総督府裁判所の司法官、さらには自らの権限拡大を望む司法省までもが裁判所構成法を朝鮮に実施し、「内外地」の司法統一を要求した。第64回帝国議会（1933年2月）では、植民地司法制度改革問題をめぐる本格的な議論が行われるまでに至った。

すなわち、朝鮮の弁護士集団が主導した植民地司法制度改革運動は、朝鮮在住者（日本人および朝鮮人）社会の支持を得て、「内地」の弁護士会、朝鮮の司法官、司法省、そして政党などの各集団の思惑が一致して、朝鮮総督府および拓務省と対立する構図を形成したのである。それぞれの集団の志向や利害関係が異なるにも拘わらず、各集団の思惑が朝鮮司法改革といった一点で一致し、植民地統治機構と対立の構図を形成したことは、日本帝国の植民地統治における希有の事例として注目される。

しかし、「内外地」司法制度の一元化とは、日本帝国の植民地支配の基礎をなす「法域」をその根本から崩壊させかねないものとして、朝鮮総督府および拓務省としては受け入れ難い問題であった。ここで、朝鮮総督府側・拓務省は、弁護士集団の権益を伸張させる方法で、裁判所構成法の朝鮮適用、訴願法実施、行政裁判所設置、陪審制度の導入など、植民地法制の根幹にかかわる大問題の回避を試みた。「朝鮮弁護士規則」の改正として「朝鮮弁護士令」（昭和11年制令第4号）を制定し、「法律事務取扱ノ取締ニ関スル件」（昭和8年法律第54号）を朝鮮に適用（昭和11年制令第5号）することによって、弁護士および弁護士会の地位を向上させ、弁護士集団の権益を保障する措置を取ったのである。この二件の法律成立によって、朝鮮の弁護士集団は運動の動力を喪失し、朝鮮における在野法曹界の司法制度改革運動は終息を告げる。

◇ 第 24 回（今年度第 1 回）COE 研究会

日時：6 月 17 日（土）午後 1 時から 3 時半まで

発表者：坂部 晶子氏（島根県立大学）

発表題目：「植民地経験の記述と語り

—中国東北地区の国境の街を事例として—

会場：京都大学文学研究科新館第 4 講義室

第 24 回研究会では、島根県立大学から坂部晶子氏をお招きし、ご報告いただいた。報告では、坂部氏が中国黒龍江省東寧県でおこなった「満洲国」時代の要塞建設に関する聞き取り調査の成果を踏まえ、定型化された「被害」の語りの枠組みにはおさまらない質の語りの存在が指摘された。坂部氏の報告を受け、会場からは、個々の聞き取りからくみ取ることができるものは何かという質問が出され、オーラルヒストリーの扱いをめぐる活発な議論が行なわれた。

【報告要旨】

植民地経験の記述と語り

—中国東北地区の国境の街を事例として—

坂部 晶子

近年のポストコロニアル研究において、かつての植民地にのこされた植民地時代の痕跡が問題となってきた。中国社会において植民地時代の影響は、建築物や遺跡が近年になって、再開発されていることに見られるように、教育基地として、また観光資源として、再利用されるという側面が目につく。いっぽうで植民地時代の経験そのものについての当事者の語りは、収集・編集されているにもかかわらず、その資料の位置づけは適切に行われてきていない。中国とロシアとの国境の街・黒龍江省東寧県では、「満洲国」期における被害経験の聞きとり調査が現在積極的に行われている。ここでは、実際の聞きとり場面をとおして、中国東北社会において流通している植民地経験の記述がどのように生み出されてきたかを考察し、植民地経験の語りとそれ聞きとるといふ実践の意味について考えたい。

「満洲国」当時、五万の人口をもつにすぎない東北山間部の小都市であった東寧県は、「満洲国」の成立と日本軍の進攻以降、その相貌を一変する。国境付近の要塞陣地には八千人の兵隊を有する部隊が駐屯し、これらの要塞やそれにまつわる各種の交通設備、倉庫、運搬などのために数万人の労工（労働者）が集められた。「満洲国」期の東寧の街は、対ソ戦の最前線基地として巨大な要塞建設が進められ、それにともなって中国閩内、「満洲」各地からの大量の労働者の動員が行われた、一大軍事基地としての色合いを強めていった。

東寧県に大きな刻印を残した中国人労働者たちの具体的な生活や現実、植民地政府の記録や日本人植民者の回想のなかにはあらわれてこない。これらの経験を記述してきたのは、解放以降の新中国で行われた各地の史料集や聞きとり調査の記録である。このような植民地の被害を証言する記録は、東北の各地で「文史資料」というかたちで、また九〇年代になってからは研究者による聞きとりも行われ、多様なテーマと地域において資料が積み重ねられてきた。しかし「文史資料」はこれまで日本における「満洲国」研究のなかで

十分に活用されてきたとは言いがたい。

二〇〇三年夏に、黒龍江省東寧県にて十数名の「満洲国」時代の経験者たちからの聞きとり調査を行った。その大半はかつての「勞工」経験者であったが、そのなかでとりわけ自身の植民地経験を語ることの困難を示した事例に、日本軍の慰安所で働かされた経験をもつ女性がいた。彼女はこれまでになんとか関係者からの聞きとりをうけており、そのライフストーリーの概略は聞き手側も承知している。そのうえで、ここでの彼女の語りのなかで注目されるのは、幾重にも重なったその経験の語りがたさであった。彼女にとっての「満洲国」期の経験は、植民地支配における被害そのものであるが、彼女の語り口からは、被害の内容の詳述よりもむしろ、それらの語りの枠組みではすくいきれない質の語りたさの存在が示唆されている。

東寧県で収集され記録されてきた「満洲勞工」の被害の記憶は、当地における地域の記憶の枠組みとして、人びとの経験を統合しひとつの定型的な語り口を構成している。そのことは、被植民地社会がその植民地の記憶を読み替えていくためにも必要な作業であった。定型的な語り口は一種の規範的な力をもつが、実際の語り—聞きとるという実践のなかでは、これらの記憶の枠組みが必ずしも画一的に作用するわけではない。植民地経験の記憶のかたちをより複層的にとらえていくためにも、これらの語りの枠組みと相互に折り合い、交渉し、すり抜けるようなかたちでなされる個別の語りの実践場面にたいしもっと目をとめていく必要があるのではないだろうか。

■ 今後の研究会の予定

◇ 第25回（今年度第2回）COE研究会

日時：9月16日（土） 午後1時から3時半まで

場所：京都大学文学研究科新館第2講義室

発表者：吹戸 真実氏（立命館大学非常勤講師）

発表題目：「アメリカ合衆国の台湾政策と東アジア—米華相互防衛条約の成立過程を中心に—」

◇ 第26回（今年度第3回）COE研究会

（国際シンポジウム）

日時：10月14日（土）午後1時から6時まで（仮）

場所：京都大学文学研究科新館第1講義室

発表者等、詳細が確定し次第、ご案内いたします。

<連絡先>

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

京都大学文学研究科 現代文化学共同研究室

電話/ファックス：075-753-2792

E-Mail: teikoku-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp

URL: <http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/teikoku/>

担当：溝上 宏美